A-③商業地景観（建築物・工作物）

| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | チェック欄 |
| --- | --- | --- | --- |
| 位置  配置 | ①周辺の景観と調和した配置に努める。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ②隣接地と相互に協力し、店先へオープンスペースを配置するなどして、にぎわいのある歩行空間を演出する。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ③街並みの連続性を阻害することがないよう、周囲の建築物の壁面位置や配置などにそろえる。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 高さ  規模 | ④周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 形態  意匠 | ⑤建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ⑥周辺の景観との調和及び地域の特性に応じて、全体的に違和感のない形態・意匠とする。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ⑦外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺の景観と調和した意匠とするとともに、道路などから見えない位置に設置する。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ⑧屋外階段、ベランダなど建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体と調和し、繁雑にならないようにする。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ⑨歩行者の目線に近い低層部の外壁仕上げには石や木などの素材感のある材料の使用に努める。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ⑩低層部の意匠は、歩行空間の魅力向上に資するよう、にぎわいや楽しさを演出する。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ⑪長大な壁面を設ける場合は、周辺の景観にあわせて壁面を適度に区分した形態・意匠とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ⑫光沢のある材料や反射光の生じる材料を壁面の大部分にわたり使用することは避ける。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ⑬住宅地に面する地域では、周辺の住宅地景観に配慮した落ち着いた形態・意匠とする。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ⑭田園景観に面する地域では、屋敷林・田畑など周辺の自然環境に配慮した形態・意匠とする。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ⑮閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明の使用は避ける。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |

注※欄は、記入しないこと。

| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | | チェック欄 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 色彩 | ⑯壁面及び屋根に使用する色彩は下表の色彩基準に適合させるとともに、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物とのトーン（明度・彩度）をそろえた色調とする。ただし、壁面及び屋根の見付面積の５分の１未満を構成する色彩、自然素材を使用する場合、伝統的な素材・技法及びこれらに類するものを使用する場合を除く。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 色相 | 明度 | 彩度 | | 壁面  及び  屋根 | 赤（R）、黄赤（YR） | － | ６以下 | | 黄（Y） | － | ４以下 | | 黄緑（GY）～赤紫（RP） | － | ２以下 | | 無彩色（N） | － | － |   （日本工業規格Z８７２１に定めるマンセル表色系による） | | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ⑰壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、色彩相互の調和、使用する面積・配置のバランスに十分配慮し、落ち着いたものとする。 | | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ⑱屋上工作物は、建築物本体及び周辺の景観と調和した色彩とする。 | | | □はい□いいえ  □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | | （※指導事項） | |
| 外構  緑化等 | ⑲道路から見える敷地では、配置を考慮しながら、緑化に努める。 | | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ⑳敷地の接道部では、植栽、地面の仕上げなどを工夫する。 | | | □はい□いいえ  □該当なし |
| 駐車場や自転車置場、ごみ置き場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして、周辺の街並みと調和させる。 | | | □はい□いいえ  □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | | |

注※欄は、記入しないこと。